

### 東京都老人医療費助成制度

東京都老人医療費助成制度は、保険診療で受診した医療費の自己負担分から、老人保健法の一部負担金相当額を差し引いた額を東京都が助成する制度です。

昭和12年6月30日以前に生まれ、満70歳未満の方で、各種健康保険組合などに加入（社会保険の被保険者本人は除く）、所得が基準額以内の方がこの制度を利用できます。ただし、老人保健法医療受給者証または受給者

制度所得制限基準額表

| 扶養人数 | 基準額(円)    |
|------|-----------|
| なし   | 2,572,000 |
| 1人   | 3,052,000 |
| 2人   | 3,432,000 |
| 3人   | 3,812,000 |

4人以上の場合1人につき38万円加算します。

基準額は、所得金額から都が定める控除金額を引いた額です。詳細については保険課高齢者医療係までお問い合わせください。

証（東京都心身障害者医療費助成制度）をお持ちの方は、対象になりません。

新規申込 資格要件に該当する方は、保険課高齢者医療係（市役所1階 番窓口）へ申請してください。申請には印鑑・健康保険証などが必要です。

現在（医療証をお持ちの方）更新手続きが不要の方には、新しい医療証を6月末までに送ります。また、今年度の所得が基準額を超えた方には、「老人医療費助成制度助成事由消滅通知書」を送ります。

新規申込および更新手続きともに、平成18年1月2日以降に三鷹市に転入された方は、前住所地の市区町村が発行する平成18年度の課税（所得）証明書が必要です。

制度は、平成19年6月30日で廃止されます。なお、満70歳の誕生日の翌月（1日）生まれの方はその月から、8001新宿区西新宿2-8-1東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課「入郵送または持参ください。」

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

### 「東京外かく環状道路」都市計画変更案および環境影響評価準備書の縦覧と説明会

#### 説明会

6月23日(金)午後7時～9時 北野小体育館 6月27日(火)午後7時～9時 高小山小体育館

いずれも駐車場は使用できません。

相談コーナー 6月27日(火)午前10時～午後4時、三鷹常設オープンハウス(北野3-6-1)で

縦覧 7月3日(月)までの午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、閉庁日を除く)、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階)で

都市計画変更案は三鷹市都市計画課(市役所5階)、環境影響評価準備書は三鷹市環境対策課(市役所5階)でも縦覧できます。

環境影響評価準備書は市内各市政窓口や図書館などでも縦覧できます。

意見をお寄せください。7月18日(火)当日消印有効)まで、氏名・住所・都市計画変更案または環境影響評価準備書の名称を記入して〒163-8001新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎21階東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課へ郵送または持参ください。

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

月30日で廃止されます。なお、満70歳の誕生日の翌月（1日）生まれの方はその月から、8001新宿区西新宿2-8-1東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課「入郵送または持参ください。」

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

ほか(三鷹市域に関連する案件はありません)。

7月11日(火) (消印有効)までに往復はがきで〒163-8001新宿区西新宿2-8-1東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課「入郵送または持参ください。」

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3279・三鷹市都市計画課 ☎内線2811

規制の強化 道路上に置かれている商品に対する規制の強化 広告主および店舗所有者の方は、法令順守の観点から、広告物や商品は店舗の敷地内に設置するようお願いいたします。

道路交通課 ☎内線2843

増築する際には「ご注意ください!」

建築物を増築する際、次のいずれかの場合は建築基準法に基づき建築確認申請が必要となります。建築確認申請をして確認済証が交付される前、または申請せずに工事着手してしまつと、工事停止や使用禁止などの指導を受ける場合がありますのでご注意ください。

都市計画で防火地域または準防火地域に指定されている地域にある建築物 防火地域または準防火地域の指定のない地域で増築の床面積が10平方メートルを超えるもの。なお、10平方メートル以下でも建ぺい率、容積率など法令の規定の範囲内で計画することが必要です。

くわしくは建築指導課 ☎内線2827へ。

商品陳列は違法です。電柱などの捨て看板や、道路上に置かれた店舗の看板や広告旗などは、景観に悪影響を与えるだけでなく、安全な歩行の妨げになるなど、安全安心のまちづくりの上からも問題となっています。

市では三鷹警察署と協力して、東京都屋外広告物条例や道路法、道路交通法に違反する広告物やみだし商品の取締りを次のように強化します。

即時撤去する違反広告物の拡大 道路上の店舗看板に対する

商品陳列は違法です。電柱などの捨て看板や、道路上に置かれた店舗の看板や広告旗などは、景観に悪影響を与えるだけでなく、安全な歩行の妨げになるなど、安全安心のまちづくりの上からも問題となっています。

市では三鷹警察署と協力して、東京都屋外広告物条例や道路法、道路交通法に違反する広告物やみだし商品の取締りを次のように強化します。

即時撤去する違反広告物の拡大 道路上の店舗看板に対する

商品陳列は違法です。電柱などの捨て看板や、道路上に置かれた店舗の看板や広告旗などは、景観に悪影響を与えるだけでなく、安全な歩行の妨げになるなど、安全安心のまちづくりの上からも問題となっています。

市では三鷹警察署と協力して、東京都屋外広告物条例や道路法、道路交通法に違反する広告物やみだし商品の取締りを次のように強化します。

即時撤去する違反広告物の拡大 道路上の店舗看板に対する

商品陳列は違法です。電柱などの捨て看板や、道路上に置かれた店舗の看板や広告旗などは、景観に悪影響を与えるだけでなく、安全な歩行の妨げになるなど、安全安心のまちづくりの上からも問題となっています。

市では三鷹警察署と協力して、東京都屋外広告物条例や道路法、道路交通法に違反する広告物やみだし商品の取締りを次のように強化します。

即時撤去する違反広告物の拡大 道路上の店舗看板に対する

分がる写真、印鑑、振込口座番号の控えを持参し、「ごみ対策課 市役所5階 番窓口」へ申し込む。

同課 ☎内線2533

飼い主のいない猫の避妊 去勢手術の支援事業がスタート

市民の方が市内に生息する飼い主のいない猫に避妊・去勢手術を行う場合、手術費用の一部を減額します。

平成19年3月23日(金)までに 市民課 市役所1階 番窓口へ環境対策課 市役所5階 番窓口(または各市政窓口)へ持参または郵送で提出してください。

所得の審査がありますので申告をされていない方は、申告を済ませてください。

平成18年1月2日以降に転入された方は、前所在地の平成18年度課税(所得)証明書を添付してください。

同課 ☎内線2394

「三鷹市障がい福祉計画(仮称)」検討市民会議の委員を募集

平成18年4月に施行された障害者自立支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業などに関する計画(障がい福祉計画)を策定します。この計画の検討に当たり、次のとおり市民会議委員を公募します。

公募委員数 3人

障害基礎年金の現況届を提出してください

20歳前の障がいにより障害基礎年金を受けている方、障害福祉年金から障害基礎年金に切り替わった方へ、7月上旬に現況届の用紙が社会保険事務所から送付されます。必要事項を記入し(診断書が付いている場合は医師の診断を受けて)、7月31日(月)までに、〒181-8555野崎1-1-1三鷹市市民課庶務・年金係・市民課庶務・年金係 市役所1階 番窓口へ持参または郵送で提出してください。

所得の審査がありますので申告をされていない方は、申告を済ませてください。

平成18年1月2日以降に転入された方は、前所在地の平成18年度課税(所得)証明書を添付してください。

同課 ☎内線2394

「三鷹市障がい福祉計画(仮称)」検討市民会議の委員を募集

平成18年4月に施行された障害者自立支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業などに関する計画(障がい福祉計画)を策定します。この計画の検討に当たり、次のとおり市民会議委員を公募します。

金に切り替わった方へ、7月上旬に現況届の用紙が社会保険事務所から送付されます。必要事項を記入し(診断書が付いている場合は医師の診断を受けて)、7月31日(月)までに、〒181-8555野崎1-1-1三鷹市市民課庶務・年金係・市民課庶務・年金係 市役所1階 番窓口へ持参または郵送で提出してください。

所得の審査がありますので申告をされていない方は、申告を済ませてください。

平成18年1月2日以降に転入された方は、前所在地の平成18年度課税(所得)証明書を添付してください。

同課 ☎内線2394

「三鷹市障がい福祉計画(仮称)」検討市民会議の委員を募集

平成18年4月に施行された障害者自立支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業などに関する計画(障がい福祉計画)を策定します。この計画の検討に当たり、次のとおり市民会議委員を公募します。

公募委員数 3人

障害基礎年金の現況届を提出してください

20歳前の障がいにより障害基礎年金を受けている方、障害福祉年金から障害基礎年金に切り替わった方へ、7月上旬に現況届の用紙が社会保険事務所から送付されます。必要事項を記入し(診断書が付いている場合は医師の診断を受けて)、7月31日(月)までに、〒181-8555野崎1-1-1三鷹市市民課庶務・年金係・市民課庶務・年金係 市役所1階 番窓口へ持参または郵送で提出してください。

所得の審査がありますので申告をされていない方は、申告を済ませてください。

平成18年1月2日以降に転入された方は、前所在地の平成18年度課税(所得)証明書を添付してください。

同課 ☎内線2394

「三鷹市障がい福祉計画(仮称)」検討市民会議の委員を募集

平成18年4月に施行された障害者自立支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業などに関する計画(障がい福祉計画)を策定します。この計画の検討に当たり、次のとおり市民会議委員を公募します。

公募委員数 3人

障害基礎年金の現況届を提出してください

20歳前の障がいにより障害基礎年金を受けている方、障害福祉年金から障害基礎年金に切り替わった方へ、7月上旬に現況届の用紙が社会保険事務所から送付されます。必要事項を記入し(診断書が付いている場合は医師の診断を受けて)、7月31日(月)までに、〒181-8555野崎1-1-1三鷹市市民課庶務・年金係・市民課庶務・年金係 市役所1階 番窓口へ持参または郵送で提出してください。

所得の審査がありますので申告をされていない方は、申告を済ませてください。

応募条件 18歳以上の在勤、在学を含む市民の方で、平日夜間の会議に出席できる方。

応募方法 6月29日(木)必着)までに「これからの障がい者福祉」をテーマとした作文(400～800字)に、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入し、〒181-8555野崎1-1-1三鷹市地域福祉課(障がい福祉計画担当)へ郵送または持参する。応募多数の場合は抽選。第1回市民会議は7月7日(金)を予定。

同課 ☎内線2618

職員へのネクタイ・ノー上着運動実施中!

9月30日まで

エネルギー消費が増大する夏季期間中、省エネルギー対策をより効果的に推進するため、市庁舎をはじめとする市内公共施設の室温を28度に設定しています。また、勤務中の職員の服装を、暑さをしのぎやすいノーネクタイ・ノー上着としています。

同課 ☎内線2618

雨にも濡れない!! 便利で安心! 24時間出し入れOK


## 7月1日オープン! 「すずかけ駐輪場」

定期利用者募集中

三鷹駅南口徒歩4分(下連雀3-16-7)

7月31日までに定期利用を申し込んだ方、1カ月無料キャンペーン実施中!

⇒(株)まちづくり三鷹 ☎40-9669



自転車の出し入れはわずか10秒程度

### 職員へのネクタイ・ノー上着運動実施中!

9月30日まで

エネルギー消費が増大する夏季期間中、省エネルギー対策をより効果的に推進するため、市庁舎をはじめとする市内公共施設の室温を28度に設定しています。また、勤務中の職員の服装を、暑さをしのぎやすいノーネクタイ・ノー上着としています。

同課 ☎内線2618